

## 令和2年第1回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和2年2月28日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第6号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) 議案第7号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (4) 議案第11号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）について
  - (5) 議案第12号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第5号）について
  - (6) 議案第13号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
4. 出席委員 柴田圭子 委員長・広沢修司 副委員長  
古澤由紀子 委員・斉藤智子 委員  
和田健一郎 委員・徳本光香 委員  
岡田 繁 委員  
長谷川 則夫 議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 笠井 喜久雄  |
| 教 育 長   | 井 上 功   |
| 福 祉 部 長 | 豊 田 智 美 |
| 健康子ども部長 | 岡 本 和 哉 |
| 教 育 部 長 | 小 泉 淳 一 |
| 教育部参事   | 鈴 木 直 人 |
| 社会福祉課長  | 風 間 信 也 |
| 障害福祉課長  | 金 井 勉   |
| 高齢者福祉課長 | 伊 藤 常 夫 |

保 育 課 長	池 内 一 成
健 康 課 長	佐 藤 覚
保 険 年 金 課 長	榊 谷 君 子
教 育 総 務 課 長	板 橋 章
生 涯 学 習 課 長	石 戸 啓 夫
文 化 セ ン タ ー 長	石 田 昌 弘

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議 会 事 務 局 長	石 井 治 夫
主 査	萩 原 靖 殖
主 任 主 事	東 山 奈 緒 美

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。新型コロナウイルスの感染拡大がとまらない状況で、本当に対応が大変だと思います。先ほどちょっと市長からお話あって、これからまた対策本部を立ち上げ、開いて、子どもと老人が集まる施設についての対応を協議するということでした。何か刻々と状況が変わりますので、皆さんにとっても大変だと思いますが、審議は審議ですので、教育福祉の部分の審議、どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。先ほど委員長のほうからお話がありました。これから学校の対応、そして、子どもたちが集まる場所、高齢者が集まる場所について、市としての対応策を、これから本部会議を開いて検討させていただきたいと思います。それに伴って、職員の健康管理についても話し合っていきたいと思っています。それが決まりましたら、月曜日には議員の皆様の方に市の考え方について公表していきます。また、市民の皆さんにも市の考え方について公表してまいります。

それでは、本日は教育福祉の常任委員会では、議案第6号、議案第7号、議案第10号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、及び、議案第11号から議案第13号の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、この後教育長のほうから小学校、中学校の対応についてお話をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました井上教育長より御挨拶をお願いいたします。

○井上 功教育長 おはようございます。貴重な時間いただきまして、私からは新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の臨時休業につきましてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症により、日本国内で感染経路が不明な患者が相次いでおり、昨日内閣総理大臣より、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請がありました。これは報道であったものでございます。まだ、文部科学省、千葉県教育委員会から正式な通知はございません。

これを受けまして、本市では、昨夜から校長会と協議を重ね、児童・生徒の感染防止に備えるため、次のとおり、小・中学校を臨時休業といたしますので、お知らせいたします。期間は、3月2日、来

週の月曜日でございます、3月24日まででございます。その後は、3月25日から4月5日までは、学年末、学年初め休業、いわゆる春休みとなります。ですので、連続しますと、1カ月強に渡る休みとなります。

卒業式でございますけれども、卒業式は卒業生、保護者、教職員のみで行います。日程は予定のとおりでございます。なお、時間は短縮して行うこととしております。

以上、今朝も8時45分から1時間弱校長会と協議をして決めたことでございますので、これによって進めていきたいと思っております。

子どもたちが不安なく休みを過ごせるよう、学習課題や生活のしおりを学校ごとに郵送で配布するなど、最大限のサポートをしてみたいというふうに考えております。

保護者には、午前中にメールにより、午後には文書により通知する予定でございます。

どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。笠井市長及び井上教育長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

〔市長、教育長退席〕

○石井治夫議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長にお願いいたします。

## 会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いします。それから、マスクの着用はもちろん可といたします。ただ、マイクの声がちょっと若干拾いにくくなるかもしれませんので、御発言されるときはそのことについてはお気をつけください。

それでは、これから日程に入ります。

- (1) 議案第6号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第6号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この保健福祉センターの有効活用に係る意見交換会というのが、昨年11月9日と11日、12日に行われていると思いますが、ここで市民の方々の御意見をお聞きして、この議案完成までの間、どのくらいの期間、市民の意見を検討したり、採用したりされたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 意見交換会につきましては、11月9日、11日、12日の3日間、3回行ったものでございます。その後、意見につきましては、12月初旬だったと思いますけれども、そこでホームページ等に掲載をさせていただいております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本委員。

○徳本光香委員 お聞きしたかったのは、市民の意見を検討する期間というのがどのくらいだったかということなんですけれども、掲載までの期間というよりは、採用するかどうかとかの話し合いをした期間をお願いします。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 意見交換会が終わりまして、次の12月12日に戦略会議がございます。それまでは内部での検討を十分に行いまして、その前にホームページによってフィードバックをさせていただいたものでございます。

以上です。

○徳本光香委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 利用料金は指定管理者の収入とするとあります。この場合、指定管理料とのかかわり方というのはどうなってくるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 地域福祉センターにつきましては、社会福祉協議会が指定管理者として維持管理を行っておりますけれども、保健福祉センターについては全て市のほうで光熱水費等維持管理費用を支出しておりますので、指定管理料は支払ってございません。今回利用料を徴収することにつきましては、一度指定管理者の収入とはいたしますけれども、その9割について、1割は指定管理者の諸経費的な目的としておさめていただき、9割を雑入の納付金として市の会計のほうにおさめてい

ただくと考えてございます。

以上です。

○古澤由紀子委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 ほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 全員協議会でいただいた資料や、意見交換会の資料を見ますと、今回の部屋の有効活用の経緯というのは、特に一般団体から要望があったわけではなくて、財政健全化や経営上の市の側の理由で有効活用したいという経緯だというふうに書かれていました。

確認なんですが、主な今回の改定の理由というのは、財政面を豊かにというか、収入をふやすためというのが主な理由なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 内容的にはそのようなことでございまして、行政経営指針や財政健全化計画に伴いまして、公有財産を有効活用することで、市民サービスの向上を図りながら、財源の確保に取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○斉藤智子委員 ないようでしたら。

○柴田圭子委員長 じゃあ、斉藤委員。

○斉藤智子委員 意見交換会の中で、日中の予約がとりづらい、今までもとりづらいんだけど、ほかのそれ以外の団体や個人に貸し出すというのはどういうことかというような御意見があったお答えとして、市で使っていた利用を制限するということと、あとは、地域福祉団体とか障害者団体の方には優先予約として3カ月分から予約できるようにするという、そのことで今以上に予約ができないような、とりづらくなるようなことはないというふうな、そういう見解でよろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 市のほうとしてはそのように考えているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 優先予約という考え方についてちょっと改めてもう一度伺いたいんですが。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 地域福祉団体につきましては、使用したい日付の3カ月前から予約ができるというような取り決めをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、3カ月前から予約をして、余った、あいたところを一般の方が、その後あいていたら予約できるという、そういうことですか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 一般団体の方につきましては、2カ月前からの予約を可能にしようと考えてございますので、その1カ月間を福祉団体の方が有効に予約をとっていただければと考えてございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 わかりました。じゃあ、ちょっともう1点だけ伺いたいんですが、稼働率のところの資料を見させていただいて、この中でとても稼働率が高いのが、録音室と翻訳室の平日がとても高いと思うんですけれども、この録音室と翻訳室も、この平日についても一般の方に貸し出すということですか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 録音室、翻訳室の稼働率が高い理由につきましては、現在は声の広報とかをある団体に依頼をしているところがございます、おおむねその団体のみを使用になっているのが現状でございます。その団体につきましては、平日の日中につきましては、ほとんどそこで使用しているということから、高い状況になってございます。

今後、来年度の10月からにつきましては、録音室は3つあるんですけれども、3につきましては、廊下から入れる場所がございます。そちらにつきましては一般にも開放していきたいというように考えているところがございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ちょっと一段落してから。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 最後と言ったのにごめんなさい。済みません、今のちょっとお答えで、ということは、3についてだけ一般の方に貸し出すというふうにしたとして、声の広報の団体の方が何か使いづらくなるとか、そういうことはないんですか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 声の広報の関係につきましては、録音室1と2については優先的に使っていただこうと。また、3につきましても、あいているときがありましたら使っていただけるようにしていきたいと考えてございます。

以上です。

○齊藤智子委員 結構です。

○柴田圭子委員長 お待たせしました。岡田委員。

○岡田 繁委員 録音室に関してちょっと興味があったんでお聞きしたいんですけども、今1団体が使われているということなんですけれども、それ以外に録音室はどんな方々がどんな利用の仕方とされると想定されていますでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 録音室につきましては、個人で楽器の演奏をしたりとか、大きな楽器は使えませんけれども、あとは、朗読をしたりとか、セリフの練習をしたりとか、演劇の練習をしたりとか、そういうような個人的な利用もできるものと考えてございますので、それで利用の幅が広がっていくのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 非常におもしろいなと思うんですけども、今現在白井市内ではそういう場所がほかにあるかどうかというのは私はチェックはしていないんですけども、その辺はチェックされているのでしょうか。ほかにそういう場所があるかどうか、白井市内に。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 自分もよく記憶はしていませんが、文化会館のほうにそういう施設があったかなというふうには思っていますけれども、ちょっとよくはわかりません。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 ありがとうございます。せっかくそういう場所があっても、恐らく白井市民の方々はほとんどその存在を知らないと思うんですね、きっと。特に、先ほど言われたように、音楽の練習をしたり、楽器の練習をしたりということは、若い人たちにとっては非常に興味あるんじゃないかなと思うんですけども、PRの仕方なんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 現在は広報しろいやホームページ等考えてございますけれども、幅広く利用していただきたいと考えてございますので、PRの方法につきましても今後検討させていただければと思います。

○岡田 繁委員 以上です。ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 石田文化センター長、ちょっと伺いますけれども、今の、文化センターの中に録音の施設があるんですか。

○石田昌弘文化センター長 文化センターの大ホール、中ホール、練習室、全てで機材を貸し出して録音することができますので、可能となります。

○柴田圭子委員長 済みません、ありがとうございます。突然で失礼しました。

ほかにありますか。



広沢副委員長。

○**広沢修司副委員長** 利用者の枠が広がるということと、あと、土日が使えるようになるということで、安全面について伺いたいんですけども、今土日なんかは警備員が2人体制で入口に待機されていますけれども、その辺の強化策というか、そういうものの検討というのは、安全面についての何か検討というのはありますか。変わるということはあるんですか、今後。

○**柴田圭子委員長** 風間社会福祉課長。

○**風間信也社会福祉課長** 有効活用に関しまして、警備をこれまで以上に手厚くするかということにつきましては、現在のところは考えていない状況でございます。現状のとおりやっていきたいというふうに考えてございます。

○**広沢修司副委員長** 以上です。

○**柴田圭子委員長** よろしいですか。

ほかにありますか。

和田委員。

○**和田健一郎委員** 今回の受益者負担の考え方につきまして、いわゆる、原則は全額をやりたいということだったのですが、今回、当初は一般及び個人については半額程度ということで、半分を受益者負担にしたいということだったのですが、この目標値が達成、半額が達成できなかった場合というのはどういうふうに考えていますか。軌道修正みたいなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

と申しますのは、最近の新型コロナウイルスとかの動きで言いましたら、当面は非常に利用率が集団で集まるといったもので大きく変わってくるかなと思ってしまして、その部分に対してのちょっと想定と申しますのは、現状としてのお考えはいかがでしょうか。

○**柴田圭子委員長** 風間社会福祉課長。

○**風間信也社会福祉課長** 一般団体及び個人の利用料金につきましては、使用料、手数料の考え方に基きまして、コストを計算してございます。周りの公民館と同等の施設の料金も見まして、当初は半額程度を設定するという考えで設定したものでございます。

使用するの、来年度の10月からになりますので、この今の新型コロナウイルスがどうなるかはちょっとわかりませんが、10月からの利用を考えているものでございます。その半額というのは、あくまでも今の他の公民館等との整合性を図るために、均衡を図るために設定したものでございます。

以上です。

○**柴田圭子委員長** 和田委員。

○**和田健一郎委員** 済みません、ちょっと質問の仕方が悪かったかなと思います。つまり、その目標の部分に対する、他の整合性もあるのですが、これは他の団体と一緒にあって、個別に、例えば、半分だとかのいわゆる受益者負担率が著しく他の団体と違っていたという場合にはどういうふうに考えられますか、対応と申しますか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 ちょっと質問の要旨がよくわからない。

○柴田圭子委員長 じゃあ、和田委員、もう1回。

○和田健一郎委員 じゃあ、済みません、当面は半額程度ということだったんですが、今後利用者の当面の予測と、多くなったり少なくなったり、上限があると思うんですが、その部分での今後の見直しということで参考にすることはございますか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 利用料金の見直しにつきましては、使用料、手数料の見直しを原則3年に一度行ってございますので、そのときに、一緒に考えていきたいというふうに考えてございます。ただ、利用が多い少ないから見直しをする云々というのは現在は考えてございません。

○和田健一郎委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今の保健福祉センター2階部分の障害者地域活動支援センターについてお聞きします。今障害者団体の方たちが専用で使えるのは、会議室1と2と研修室2の3つの部屋だと思うんですが、今後この会議室1、2の2部屋が地域福祉センターになるということで、意見交換会でこれに対して意見が上がっています。地域福祉センターのほうに2部屋含まれることになっているけれども、それよりも障害福祉の団体が活性化するというほうに支援していただきたいという意見ですとか、会議室1、2を障害者地域活動支援センターとして残してほしい、一般団体は夜間のみにしてほしい、また、優遇措置の3カ月前からの予約では年間の予定が立てられないので、ほかの優先予約の方法を考えてほしいというような意見が上がっています。これについて、3カ月前からの予約という以外に何か優遇措置というのはあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 特に3カ月前よりもっと前に予約をとる云々という優遇措置は考えてはございません。

ただ、会議室1、2が地域福祉センターになったといたしましても、障害者団体は福祉団体に含まれますので、3カ月前から優先予約をすることができますので、それを活用していただきたいというふうに考えてございます。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 ちょっと待ってください。

金井障害福祉課長。

○金井 勉障害福祉課長 障害者団体の活性化という内容も含まれておりましたので、障害福祉課のほうから回答させていただきます。障害者団体の活性化と申しますと、部屋の貸し出しよりもっと

大きな課題になりますので、そちらのほうはまた別途団体と協議しながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 わかりました。

今の続きの質問になりますが、3カ月前からの予約以外の優先方法を考えてほしいという意見に対して、ほかの白井市民まちづくりサポートセンターは6カ月前から使えますというようなお返事をされているんですけども、そういうふうにすると利用率というのは落ちてしまうし、市のほうとしても、優先予約はできるけれども、障害者団体だけ使えるわけではなくなるので予約がとりにくくなるかもしれないというお話もされているので、ぜひ部屋の利用という点でも、サービス向上ということをうたうのであれば考えたほうがいいのではと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 まちづくりサポートセンターの6カ月前というのは、恐らく多目的ホールのことだとは思いますが、今回の会議室1、2につきましては、ほかの団体活動室なんかと同じく、現在のところは3カ月前から予約を考えてございますので、それで行ってほしいというふうに考えてございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 利用料金について、現在使っている地域福祉団体と障害者団体の利用料金については、今は無料だと思うんですが、これも当面無料というふうに説明がされているんですが、今後有料になる可能性もあるということですか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 当分の間ということで免除をさせていただいてございますけれども、当分の間がいつまでなのかについては現在のところ決定はしてございません。あくまでも今後地域福祉団体の活動がより充実してきまして、そういうことがうかがわれるような状況になった場合、使用料、手数料の見直しを行った際にそれらも全て勘案しまして、当分の間がいつまでなのかというのを検討していきたいというふうには考えてございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 社会福祉とか障害者福祉という点で、とても大切な活動をしている団体として無料というふうにされていると思うんですけども、もし有料にする場合は、3年から5年の期間で決めるということなんですけれども、何を基準に有料になる可能性があるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 非常に難しいところだと思いますけれども、福祉活動の充実ができてきたというのをどういうふうに判断するかというのがあると思います。現在のところはまだちょっと検討中でございますので、そのところについてはまだお答えすることはなかなか難しいかなと思います。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 最後に、部屋の稼働率を見ますと、これは意見交換会でもとても建設な意見だなと思うことが上がっていたんですが、やはり平日昼間というのは今までもとりにくい感があるので、夜間土日祝日というのは全体、2年前から、2018年5月からの稼働率を見ましても、20%台以下というふうに全部そろっていて、低い利用率になっています。なので、夜間と土日祝日だけまず利用拡大してはという御意見が出ていますが、これについては検討されたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 今回の有効活用につきましては、あくまでも福祉団体が利用していて、そのあいている部分について有効活用を図っていこうという考えでございますので、土日祝日夜間につきましてもそうですけれども、平日でもあいているところがあるのであれば有効活用をしていこうという考えでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 済みません、あともう1個。

平日昼間については、市の利用というのは、見ますと一番高くても5.2%で、それ以外は0.9%、ゼロ%という部屋もあります。なので、平日の昼間は市が使わないようにしてもあまり市民が使える、利用できる空き部屋というのはあかないというふうには私は読んだんですが、その点については本当にあいているところを一般の人が使うというふうになるんでしょうか。今まで使っていたところも使いたいというふうになって、かぶってしまうのではという懸念があるんですが、それでもやはり有料で使える人がふえるのであれば収入がふえるからよいという考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 今回、平日の昼間予約がとりにくいという意見を伺っているのは事実でございますので、福祉部、健康子ども部以外の市の利用につきましては極力控えるということで、その数字を出させていただいたところでございます。やはりあくまでも福祉団体あるいは市の利用以外で、あいている時間について有効活用を図っていただきたいと考えてございますので、そのように行いたいと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この議案には反対いたします。

福祉関係、また、障害者団体の方の利用を妨げずに使われていない部屋を有効活用することには私は賛成です。しかし、以下の7点の理由で反対します。

1つ目は、今回の議案が市民団体の要望ではなくて、収入を上げる、そして、サービスを上げるという市主体の議案であって、もっと時間をかけて市民の意見を反映させる必要があると思っていることです。

2つ目は、障害者団体の方が使える専用の部屋が3つから1つになって、利用しづらくなる可能性があるというふうに市自身も認めていることです。

3つ目は、利用率の高い時間帯まで一般に有料で貸し出しとする理由が納得できません。市民の方から利用率の低い夜や土日を貸してはどうかという建設的な意見が出ていましたが、これも却下されています。

4つ目は、一般の人は2カ月前から、そして、今まで使っていた福祉障害者団体の方は一月早い3カ月前から予約できるということですが、これを当事者の方たちは納得されていないのではないかとこのことがうかがわれました。

5つ目は、福祉障害者団体の方も含め、今後も値上げを予定していることです。

6つ目は、まだ登録する団体の定義も未定ということで、それも固まった後で決めれば良いと思うことです。

7つ目が、11月に3回意見交換会を行っていますが、実質検討されたのが1カ月間で、ブラインド修理ですとか、団体登録の簡易化といった面は意見が反映されているようですが、一番大切な部屋の使い方という点について全く市民の意見が反映されていないというのが理由です。

以上のことから、サービス向上を図りつつ、財源確保に取り組むということにはなっていないように思います。全部に反対ではないので、急がずもっと時間をかけて、意見を反映させた、納得していただける方法にしていくことを提案して反対いたします。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立多数であります。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第7号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第7号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容につきましては既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 現在精神障害者保健福祉手帳1級所持者の数はどれくらいでしょうか。ここ最近、うつやストレスにより会社に行けないような人たちもたくさんいますけれども、年々数がふえるんじゃないかなというふうに危惧していますけれども、お願いいたします。

○柴田圭子委員長 金井障害福祉課長。

○金井 勉障害福祉課長 精神障害福祉手帳所持者の方で1級の方は、30年度末で50人となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 ちなみに、2年間さかのぼって、数があれば教えてください。要は、ふえているのか、現状維持なのか、ちょっと知りたいと思います。

○柴田圭子委員長 すぐ出ますか、出なければ後でお答えいただいても。

○金井 勉障害福祉課長 いや、出ます。

○柴田圭子委員長 金井障害福祉課長。

○金井 勉障害福祉課長 1級だけでよろしいですか。

○岡田 繁委員 はい。

○金井 勉障害福祉課長 29年度末で48人、28年度末で42人、27年度末で44人になっています。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○岡田 繁委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありませんか。いいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 済みません、初歩的な質問で申しわけないですが、医療費助成というのはほぼ無料になるという考えでよろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井障害福祉課長。

○金井 勉障害福祉課長 自己負担の関係だと思いますが、市民税の所得割課税世帯で、通院1回、入院1日あたり300円、所得割非課税の世帯は無料という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

それでは、まず歳出から始めます。18ページの下の方の民生費、3款1項社会福祉費、それから、19ページにかけて、6目より上のところまで、国民健康保険費、介護保険費、後期高齢者医療費は除きます。これは総務で昨日やりました。

ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 19節の負担金補助及び交付金のところなんですけど、見込みより52万5,000円、それから、交付金が入ったということだと思んですけど、これによってグループホームのほうに入れた方

というのは何人ぐらいになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 金井障害福祉課長。

○金井 勉障害福祉課長 歳出のほうだと思いますが、補正の内容なんですが、当初予算では実質見込み及び新規入居を見込んで積算したところですが、本年度実績見込みが当初見積もりよりも上回りましたので、増額するものです。当初予算では35人を見込んでいましたが、実績ベースでいきますと37人、2人増になっております。人数的には2人増ということです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 このところについて、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に20ページの3款2項児童福祉費、それと、次のページの21ページの衛生費のところまで、ありますか。衛生費の4款1目。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 20ページの3款2項4目保育所費のところの委託料のところですか。保育士派遣委託料が減額になっていますが、これは保育士、当初何人を見込んでいて、何人採用になったのか伺います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 当初11人を見込んでおまして、月により今年度変動ありましたが、8名から7名の各月の実績でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。齊藤委員。

○齊藤智子委員 じゃあ、その下のところの調理員派遣委託料なんですが、これも減額になっていますが、任期付の採用が確保できたというふうに伺ったんですが、これは派遣で採用する場合と任期で採用する場合とでは人件費としてどのくらい差額というのはあるものなのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 ちょっと金額のほう、計算しないとすぐ出ませんので、申しわけございません、後ほど。

○齊藤智子委員 済みません、じゃあ、後ほど。

○柴田圭子委員長 後でお願いします。

この部分でほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 3款2項児童福祉費の児童措置費の中で、子育てのための施設等利用費の給付に要



する経費の歳出がふえています。説明で幼保無償化に係る施設等利用費の所要額がふえたことによるというふうに説明していただいたんですが、ちょっとこのところがよく理解できなかったの、具体的にもう一度説明お願いいたします。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 こちらの子育てのための施設等利用費につきましては、幼児教育・保育無償化の開始に伴いまして新たに創設された給付事業になります。対象施設といたしましては、市内の私立幼稚園ですとか、認可外保育施設、あと、一時保育事業と病児病後児保育事業になります。当初、対象児童を計算するに当たりましては、市内の子どもが市内外に通っている幼稚園の児童数と、利用料を参考に積算をいたしました。

その中で、実態として、利用料と、あと、園児数の見込みが実際は多くなったということが1点あります。

もう1点につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、幼稚園の入園料も無償化の対象となりますが、当初入園料のほうは見込んでおりませんでしたので、その分が不足いたしましたので、増額補正させていただくものになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかはいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、次に進みます。次が21ページの予防費、4款1項2目は、もうここまで終わりましたね、予防費から指導費。

では、今度は9款の教育費、25ページ、26ページ、25ページの9款。

○徳本光香委員 済みません、ちょっと予防費を質問したかったんですけども、忘れまして。申しわけないです。

○柴田圭子委員長 どうぞ、徳本委員。

○徳本光香委員 予防費の感染症予防に要する経費のところなんですけれども、説明で風しん検査予防の実施率が予定より低かったためというふうにお伺いしたんですが、この風しん検査というのは対象者何人当初見込んでいて、受けた人は何%ぐらいだったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 この風しんの関係につきましては、国の風しんの追加的対策ということで、平成31年度から3年間の事業ということで実施することになりましたので、昨年第1号補正で予算を計上させていただいたところです。この対象者につきましては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方、これが対象になります。この対象者数につきましては、この予算を計上するとき、8,377人ということで、計上時、数字として捉えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 受けた人という質問です。

○佐藤 覚健康課長 失礼いたしました。実績ですね。

これにつきましては、最終的に見込みでは、予算上見込みでは、抗体検査につきましては1,340人を見込んでおります。予算上の人数としましては45.5%というような形で捉えております。

実は、先ほど申し上げました中で、少し説明の足りない部分がありましたので、補足させていただいてよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 お願いします。

○佐藤 覚健康課長 当初この昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方、ここにつきましては、国のほうから、まず昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方を対象にクーポン券を発行してください。ですので、平成31年度につきましては、このクーポン券を発行しております。発行した人数が3,834人になります。したがって、年間の抗体検査の見込み1,340人というのが、これに、その3,834人のうちの部分になりますので、先ほど言いました8,377人に対するものではございませんので、一応補足させていただきました。

以上です。

○柴田圭子委員長 わかりましたか。8,377人という数字は、この期間に生まれた全体数ですか。

佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 補足させていただきます。そのとおりで、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の人数が8,377人であるということです。

○柴田圭子委員長 何で3,000人に減っちゃうんだろう。よろしいですか。

佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 済みません、説明がもしかしたらわかりづらいのかもしれないんですけども、今回の国のほうで3年間の追加的対応といたしまして、風しんの抗体検査を昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方にこの3年間で実施するという事で始まった事業です。

白井市のこの期間の人数につきましては、8,377人でありました。ただ、31年度、今年度につきましては、そのうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの方に対してクーポン券を発行するという事を、国のほうの指示を受けまして、出したところです。

残りの昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方は、希望があればクーポン券を発行するという事になっておりました。この希望の方も含めまして3,834の方にクーポン券を発行しております。

そこで、年間でそのうち受けると見込んでいる人数が1,340人と見込みましたので、予算のほうが大分少なくなりましたので、減額補正をさせていただいたという流れになります。

ちょっと説明が難しくして申しわけございません。何かあればまた確認いたしますので、お聞きいた

できればと思います。

○柴田圭子委員長 わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか、徳本委員。

○徳本光香委員 わかりました。ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 じゃあ、衛生費のところはもう終了でよろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 その予防費の下の指導費のところ、母子保健推進事業というのがありまして、これが減額になった理由が、単価が下がって予定より人数も少なくなったためということだったんですが、今この受診率と言っているんでしょうか、はどのくらいなんんでしょうか。

○柴田圭子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 受診率ということでの捉え方ではなくて、この補正を組むときに、平成31年4月から12月までの、妊婦さんにこの受診券をお渡しするんですけども、これが269人でした。前年度同時期を比べますと、前年度は383人でしたので、思った以上に妊娠届、母子健康手帳と一緒に出すんですけども、その発行が少なかったということで、前半というか、12月までがあまり支出がなかったもので、それを踏まえまして減額したというのが今回の流れでございます。

以上です。

○徳本光香委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

じゃあ、保健衛生費、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、教育費のほうに行きます。25ページ、26ページ、9款1項と1、2、4、4、5、5、要は、教育費のところ、9款全体で質疑を受けます。よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 9款4項1目のニート・ひきこもり対策事業に要する経費に関してなんですけれども、これ現状ひきこもりの数はまだ把握できていないということなんですけれども、アンケート調査を行っていくというお話の現状どのぐらい進んでいるか教えてください。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 アンケート調査に関しましては、ニート・ひきこもりというだけではなくて、子ども・若者育成支援協議会というところで、子どもたちの居場所ということで、アンケートをとったところでございます。それに関しましては、今後分析にかけて、また活用していきたいと思いますが、ニート・ひきこもり、これだけではアンケートをとっている状況でございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員、よろしいですか。

○岡田 繁委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 9款5項の保健体育費の中の体育施設費、市民プール管理運営に要する経費のところなんです、利用料金免除の減収分を計上したということなんです、利用料金免除の対象というのはどうなっているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 石戸生涯学習課長。

○石戸啓夫生涯学習課長 これにつきましては、障害者の利用でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかになければ歳入のほうに移りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 済みません、先ほど斉藤委員からの御質問で、予算書20ページの4目保育所費のところの保育事務及び運営に要する経費の調理員派遣委託料のところ、短時間任期付職員との金額の差ということで、済みません、月額換算でお答えさせていただきます。

任期付職員につきましては、1人約16万円となっております、派遣のほうは34万4,000円でございますので、その差額といたしまして、1人当たり月18万4,000円減額となります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですよ、斉藤委員。

○斉藤智子委員 ということは、任期付で採用したほうが人件費としては安かったということなんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。

○斉藤智子委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですね。

じゃあ、歳入に入りたいと思います。歳入はまず10ページ、15款1項、真ん中辺です、民生費国庫負担金、1つずつやりましょうか、1つずつにします、細々分かれているので。これ1つありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、次が15款2項国庫補助金で、そのうちの2目の民生費国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、それから5目の教育費国庫補助金、この3つが該当します。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次が一番下です。16款1項県負担金、2目の民生費県負担、ちょっと戻ってもいいので、とりあえず、じゃあ、10ページは全体でいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、次のページに行きます。11ページ、県支出金、16款2項県補助金のうちの1目と2目、民生費県補助金と衛生費県補助金、それでは、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、一応進めます。16款3項、委託金、県支出金のうちの委託金と4目教育費委託金。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 じゃあ、11ページは終わります。

12ページ、19款1項3目基金繰入金のうちの3目社会福祉事業推進基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、一番最後が6ページの3款民生費、継続費補正の民生費、社会福祉費、障害者福祉計画等策定事業、これだけですけれども、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、歳出歳入ともに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論は、ほかにありませんね。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

席がえを行います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○柴田圭子委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

(4) 議案第11号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第11号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。歳出は5ページから6ページにかけて、一括で受けます。いかがでしょうか。いいですか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次が歳入です。歳入は4ページ全部です。

徳本委員。何款何項かを。

○徳本光香委員 1款1項一般被保険者国民健康保険税の減額のところなんです、対象者が、被保険者の方が減ったというのは何人ぐらいでしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 当初1万3,840人で計上したところ。現在11月末の被保数なんです、1万3,468人になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 人数が減ったというのを、理由をお聞きしたいんですが、75歳以上で後期高齢者になれる方が多くて移行したとかという背景でしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 1年間に約700人程度後期のほうに移行している状況でございます。

○徳本光香委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 済みません、先ほど歳出に戻ってもよろしいですか。

○柴田圭子委員長 はい。

○岡田 繁委員 済みません、5ページの2款4項1目の出産育児に要する経費が、これふえていんですけども、先ほど妊婦の数がかなり減少していたにもかかわらず、ここ出産の数が逆にふえて

いるというのはどういうことなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 出産の数がふえている要因となりますと、ちょっとその辺は分析はしていないんですが、実際4月から12月の実績で34名の出生がありましたので、3月末の見込みを踏まえまして今回補正をさせていただいたところです。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 済みません、先ほどの健康課長のほうは市全体の話で、今回の場合は、国民健康保険の加入者のみのお話になりますので、国保につきましてはそういう状況でございます。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 要は、御主人が厚生年金に入られている方々が数に入っていないということですね。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 そうです。妊婦の方が被保険者、国保の加入者でということになります。済みません。

○岡田 繁委員 なるほど。わかりました。

○柴田圭子委員長 岡田委員に申し上げます。終わってしまった部分についてなので、できるだけその範囲の中で聞くようにしてください。

○岡田 繁委員 わかりました。

○柴田圭子委員長 では、戻りまして、歳入のほう、ほかにありますか。ないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員でございます。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第12号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第12号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予

算（第5号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑をどうぞ。歳出は8ページから9ページ、8ページのみ最初は受けます。ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、9ページ、4款1項、4款3項、あと、基金の積立金、歳出全体でござい  
ますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に歳入について質疑を行います。歳入は、6ページから7ページにかけ  
てです。これは6ページ、7ページで一括で受けます。質疑があればお願いいたします。

徳本委員。

○徳本光香委員 1款1項の第1号被保険者保険料のところ、徴収保険料の減額の理由ですが、加  
入者自体が大きく減ったということでしょうか。それとも、1人当たりの料金というのも減る傾向に  
あるんでしょうか。背景を教えてください。

○柴田圭子委員長 伊藤高齢者福祉課長。

○伊藤常夫高齢者福祉課長 この第1号被保険者保険料につきましては、介護保険料の場合、特徴と  
普徴がございまして、この部分は普徴になり、普徴につきましては、先の年金制度改革により、年金  
が皆さんもらえるほうに緩和されました。その関係で特徴のほうに移った方が多くなりますので、そ  
の分普通徴収のほうが減っているといった状況になります。特に保険料が減ったとか、第1号被保険  
者が減っているとか、そういうわけではございません。

以上となります。

○柴田圭子委員長 いいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。歳入歳出合わせて質疑はありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に継続補正について質疑を行います。4ページですね、1款1項、この  
ページです。あれば、ありません。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

では、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕



○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第13号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第13号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑をどうぞ。歳出は4ページ下段ですね。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 じゃあ、次、歳入について質疑を行います。

歳入歳出ともにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

3月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時27分